

# テスト設計コンテスト運営規約

## 目次

第1条	テスト設計コンテストについて .....	2
第2条	テスト設計コンテスト参加者に関する規定 .....	5
変更履歴	.....	9

## 第1条 テスト設計コンテストについて

### (1) 目的

テスト設計コンテストは以下を目的として実施する。

- ソフトウェアテストを分析設計から行うことを周知し、ソフトウェアテストエンジニアに対する教育の機会を提供する。
- コンテストという形式をとることにより、ソフトウェアテストが創造的な作業であり、楽しいということを経験してもらい、若年層および初級テストエンジニアからベテランテストエンジニアまでテストへの興味を高める。
- ソフトウェアテスト業界における技術開発を、競技を通じて促進する。

### (2) 大会規定

#### (a) 大会の種類

OPEN クラスと U-30 クラスを設置する。U-30 クラスは参加者全員の年齢がコンテスト主催者の指定した時点で 30 歳以下であること。

#### (b) 大会方式

基本的に参加者に対する予選を実施し、予選で選ばれた参加者が決勝戦に進出する。これら大会の進め方については開催時に決定する。

### (3) 大会運営組織

コンテスト主催者は 1 名以上のコンテスト担当理事を置き、テスト設計コンテスト運営のための委員会を以下のとおり組織する。

- OPEN クラス審査委員会
  - ※ 本部審査委員会
  - ※ 地域審査委員会
    - ◇ 地域審査委員の地域割りは別途定める。
- U-30 クラス審査委員会
- 実行委員会

### (4) テストベースについて

#### (a) テストベースの種別

テスト設計コンテストで利用するテストベースは以下のものとし、それぞれに取り扱い方法を規定する。

- 第三者（テストベース提供者と呼ぶ）からの提供物  
テスト設計コンテスト以外の利用については、テストベース提供者と協議のうえ決定する。
- コンテスト主催者オリジナルテストベース  
テスト設計コンテスト以外、自社の教育教材として利用も可能とする。その場合は、実行委員会宛てに利用の旨を通知する。

- その他

上記以外の種別が発生した場合は、取り扱いについて別途定める。

(b) テストベース選定方法

コンテスト主催者は、コンテスト会期ごとにコンテストに使用するテストベースを検討する。コンテスト主催者は、テストベースの作成または提供を、第三者から公募または第三者に依頼する場合がある。公募する場合の選定基準や方法は別に定める。依頼する場合の依頼先の選定方法等はコンテスト主催者による会議にて決定する。

(c) テストベースの著作権の扱い

第三者からの提供物をテストベースとして使用する場合、テストベースの著作権はテストベース提供者に帰属するが、コンテスト主催者は 第1条(4)(d) 提供されたテストベースの使用目的と範囲 に示す範囲、目的での使用権を有する。コンテスト主催者がテストベースを使用する場合の個別の許諾は省略する。

提供されるテストベースについて、テストベース提供者以外の著作物を不適切に引用するなど権利の違反をしていないこと。テストベースとして採用後に違反が発覚した場合、コンテストの中止を検討し、中止した場合に伴う費用等、発生した損害に対する賠償を検討する。

(d) 提供されたテストベースの使用目的と範囲

- 使用目的

テストベース提供者により提供されたテストベースは、当該会期のテスト設計コンテストのテストベースとして使用する。

- 使用範囲

テストベース提供者により提供されたテストベースは、以下の範囲で使用する。

- コンテスト主催者、コンテスト参加者への提供
- コンテスト主催者の著作物（論文、雑誌、書籍、Web、セミナー資料、広報資料等）内での引用
- コンテスト参加者によるテスト設計

またコンテスト主催者とテストベース提供者の協議により、これ以外の利用範囲について規定する場合がある。

会期を跨いで翌会期も利用する場合には、再度テストベース提供者に提供の意思を確認する。使用する範囲についてテストベース提供者より要望がある場合、実行委員会とテストベース提供者間で協議のうえ、使用範囲を定める。

(e) テストベース提供者の制限事項

コンテスト主催者によるテストベース公開前に、コンテスト主催者の許諾なく、該当のテストベースをコンテストで使う旨の情報を公開してはいけない。

テストベース提供者に対し、特定のコンテスト参加者に対する、コンテストの公平性を損なうような情報の提供を禁止する。外部から提供されるテストベースを利用する場合には、この内容についてテストベースの提供者の了解を得ること。

(5) 災害時の基本方針

(a) 中止・延期の判断基準

● 地震

チュートリアル、予選、決勝戦の開催日（以降、単に開催日とする）まで1週間を切ったときに、開催予定地域で震度5強以上の地震が観測された場合は、余震、本震の可能性があるため無条件で中止する。代替開催などの対応を行うかは、災害発生日を起点に1か月以内に連絡する。関連する参加者へは直接の連絡とし、それ以外はHPでの通達とする。代替開催を行う場合は2か月以上遅らせる。ただし中止になったのが予選の場合は、代替開催はせずに該当予選地区での書類審査とする。

震度5強未満であっても会場の建物が使えないときは中止、もしくは会場を変更する。

開催予定地域ではなく参加者の居住する地域でのみ発生した場合は、その被害状況を鑑みて以下に示す判断者が判断する。

● 台風、大雨、大雪など

開催日に台風、大雨、大雪などが発生している場合または発生が予想される場合、判明した時点で公共交通機関の予定を見て、中止・延期の判断を行う。気象庁の特別警報が出ているときには中止する。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/index.html>

● 感染症の流行

感染症の流行中に、チュートリアル、予選、決勝戦を開催することで更なる感染拡大の恐れがある場合には、開催日の2週間前をめやすに中止・延期の判断を行う。代替開催などの対応を行うかは、開催予定日から1か月以内に連絡する。中止・延期判断の適用範囲は、書類選考を含む全地域とする。

(b) 判断者

実行委員長が判断する。

災害発生時に実行委員長に連絡がつかない場合は、以下の地域外判断役が行う。ASTERのテスト設計コンテスト担当理事、もしくは東京が災害等にあった場合は、各地域の実行委員長とし、毎年開催前に判断順位を決定しておく。

(c) 安否確認

災害発生時、各地域の実行委員長は自地域の実行委員の安否を確認する。

(d) 中止・延期の判断結果の連絡先

テスト設計コンテスト担当理事、全実行委員、全審査委員、ASTER事務局、関係者とする。

(e) キャンセルポリシー

● 参加者へのキャンセルポリシー：

自然災害による本会中止の場合は返金する。

参加者の地域で災害発生時に参加できなくなった場合の参加者への返金は、個別に判断者が決定する。

ただし、開始時刻を過ぎてからの、自然災害または災害（火事等）による返金はしない。

- スポンサーへのキャンセルポリシー  
自然災害による本会中止の場合は返金しない。  
代替開催が決まった場合は、そのままのスポンサー特典を使うことができる。

(f) 対応シーケンス

- 災害対応シーケンス（チュートリアル）
  1. 判断者が中止の判断を行う。
  2. 中止を決定した場合、判断者が 第1条(5)(d) に示す、中止・延期の判断結果の連絡先に連絡する。特に関係者として、当日の運営サポートメンバへの連絡を含める。
  3. チュートリアル担当者から聴講者・講師へ連絡する。
  4. チュートリアル担当者からスポンサー、会場などの各種関係者へ連絡する。  
※この連絡先は、事前にまとめておく
  5. 実行委員から Web、SNS（Twitter、Facebook など）で中止の告知をする。  
※No2 以降のシーケンスを担当者が実行できない場合、中止判断をした人が代行するものとする
- 災害対応シーケンス（予選/決勝）
  1. 判断者が中止の判断を行う。
  2. 中止を決定した場合、判断者が 第1条(5)(d) に示す、中止・延期の判断結果の連絡先に連絡する。特に関係者として、当日の運営サポートメンバへの連絡を含める。
  3. ASTER 事務局から参加者、聴講者へ連絡する。
  4. 実行委員からスポンサー、会場などの各種関係者へ連絡する。
  5. 実行委員から Web、SNS（Twitter、Facebook など）で中止の告知をする。  
※No2 以降のシーケンスを担当者が実行できない場合、中止判断をした人が代行するものとする
- 災害後対応シーケンス（後処理）
  1. ASTER 事務局が参加者への返金対応をする。
    - ◇ テスト設計コンテスト自体が中止した場合：全額返金
    - ◇ 予選だけ中止した場合：返金なし
    - ◇ 決勝だけ中止した場合：返金なし（できるだけ早い再開を目指す）
  2. 実行委員は会場費、借用備品等の支払いについて貸出者と協議し、対応する。
  3. 代替開催の可否（予算も含めて）を実行委員会で協議する。

## 第2条 テスト設計コンテスト参加者に関する規定

(1) 参加チームのカテゴリ

いずれのクラスにおいても参加チームのカテゴリは以下のとおりとする。

(a) 一般チーム

個人、または複数名で編成したチームを、一般チームと呼ぶ。

(b) 企業・学校法人チーム

企業・学校法人からその企業・法人名を公表する権利をもって参加するチームを、企業・学校法人チームと呼ぶ。

(2) 制限事項

● 一般チームの制限事項

一般チームは、それぞれが所属する営利組織でコンテスト参加を伝える等の営業活動につながるような活動をしてはならない。またすべての成果物やプレゼンテーションに自社等の宣伝を含めることはできない。その事実が発覚した場合は審査の減点対象となることがある。テスト設計コンテスト開催後の場合は遡って措置をとる。

● 企業・学校法人チームの制限事項

一般チームにかかるような制限事項はなし。

● テストベース提供者の制限事項

テストベースであるソフトウェアの開発に関わった者はコンテストに参加できない。ただし、テストベースであるソフトウェアを開発した企業または団体に所属する者であっても、開発に関わっていなければ参加可能とする。コンテスト参加申し込み時に確認する。

(3) 倫理規定

(a) テスト設計コンテスト参加者は、テストベースの利用態様や成果物が公序良俗に反するおそれのある内容（暴力的な内容、露骨な性的表現を含むが、これらに限らない）、法令に違反する内容、第三者の権利に反する内容、本規約に違反する内容を含むことを禁止する。

(4) テストベース・成果物の注意事項

(a) テストベースの取り扱いについての注意事項

下記の提供されたテストベースは、用途に従い利用すること。

- ドキュメント
- ソースコード
- アプリケーションなどの利用ライセンス

テスト設計コンテストで提供した情報に関して、テストベースで扱われた製品の提供・開発をした企業に直接問い合わせはできない。取り扱い範囲外の事象が発覚した場合は審査の減点を含むしかるべき措置をとる。テスト設計コンテスト開催後の場合は遡って措置をとる。

(b) 成果物の注意事項

● 内容

各成果物の内容に関して、公序良俗に反しない内容とする。

各会場における提示、あるいは翌年以降の参加チームへの参考情報として開示・配布することがあるため、成果物は機密事項等含まない開示・配布可能なものに限る。

● 取り扱い方

テスト設計コンテスト実行委員会などが学会、書籍、Web、セミナーなどで参加者

の著作物を引用する場合がある。この際の引用元は、「テスト設計コンテスト実行委員会」とし個別の引用許諾は省略する。引用する場合についても、チーム名等の公開情報までを記載できるものとし、それ以外の情報は公開しない（許諾される場合は、この限りではない）。

(c) コンテスト成果物著作権

テスト設計コンテスト参加のために新たに設計したテスト設計などの著作権は、作成者に帰属する。

(5) 参加者の情報公開に関する制限事項

(a) Web上で公開している資料の利用範囲

- 個人または団体での営利目的ではない範囲で使用可能とする
- 特定人物や団体の誹謗中傷につながる利用は禁止する
- 他者により公開された資料を改変し、公開しなす行為は禁止とする

(b) 参加者および聴講者が撮影した写真・音声等の公開範囲

- 公開可能な対象は、「参加チームの発表資料、掲示資料」「発表者の肖像」「講師」「会場内の様子」とする
- 「参加チームの設計資料」は公開不可とする
- 個人または団体での営利目的ではない範囲で使用可能とする。企業・学校法人チームとして参加している場合は営利目的であっても使用可能とする
- ただし、肖像権に抵触する対象物において、公開範囲は承諾を得た範囲とする
- 公序良俗に反しない範囲で公開可能とする

(c) 参加者および聴講者が購入したコンテンツの公開範囲

- ここで示す購入したコンテンツとは、コンテスト主催者が有料で参加者または聴講者に提供するコンテンツである
- 購入者自身の営利目的でない利用に留め、一切の公開は認めない

(6) 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いは ASTER の [プライバシーポリシー](#) に従う。

(7) 連絡手段

テストベースおよびテスト設計コンテストに関わる連絡は、ASTER 事務局宛て、または ASTER 事務局の指定する連絡先のみとする。

テストベース提供者、実行委員、審査委員への直接の問い合わせは原則禁止する。

ASTER 事務局宛ての連絡方法は、ASTER 事務局にて別途定め、参加者に通知・公示する。

(8) 連絡内容の取り扱い

ASTER 事務局、実行委員、審査委員から参加者や聴講者に対して個別に連絡した内容について、ASTER 事務局、実行委員、審査委員から提示された公開範囲に従って取り扱うこと。

参加者や聴講者から ASTER 事務局へ連絡した内容は、ASTER 事務局が回答のためにテストベース提供者、審査委員、実行委員に共有することがある。さらに、審査の公平性を考慮して、他の参加者や聴講者に共有することがある。その際の個人情報の取り扱いは 第 2 条(6) に従い適切に取り扱う。

(9) 費用・経費

(a) コンテスト参加登録料と諸経費

参加チームごとにコンテスト主催者が定めた料金を支払う。振込手数料は参加者負担とする。

応募およびコンテスト参加にかかる交通費、宿泊費等の旅費、通信費、設計製作、資料印刷等の諸経費は参加者の負担とする。

(b) キャンセルと返金

参加登録料の入金前のキャンセルは認める。

参加登録時に指定する支払期日までに所定の参加登録料の入金がない場合は、キャンセル扱いとする。参加登録料の分割入金は認めない。

参加登録料の入金後に、参加者都合でキャンセルする場合は、棄権とみなし返金はしない。コンテスト主催者の都合によりコンテストを中止する場合は、全額返金する。

ただし災害によるコンテスト中止の場合の返金ポリシーは、第1条(5) 災害時の基本方針に従う。

(c) 懇親会費

コンテスト主催者が開催する懇親会への参加費用は、原則その参加者の実費負担とする。

以上



## 変更履歴

Version	内容	日付
1.0	初版発行	2020/2/27
1.1	災害時の中止・延期の判断基準として感染症の流行を追加	2020/3/15